

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金・曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
翌日の  
翌日)

## 目次

◇告 示 保安林の指定の解除

解除予定の保安林(七件)

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積  
限度

## 告 示

鳥取県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂濱三 三〇九八の一、三〇九九の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字神倉字丹戸、大字中津字中津、大字三徳字蛇谷、関金町大字山口字山口奥、大字小泉字小泉奥、気高郡青谷町大字八葉寺字鍋割(以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課並びに三朝町役場、関金町役場及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字親見カツラガトイ一〇八五の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字鉛山字鉛山谷一四四の一、大字柿谷字狼谷六〇二の一、六〇二の三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字馬瀬ノ上四二三、四二三の二(以上二筆につ

いて、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二〇の二五（次の図に示す部分に限る。）、七二三の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山五九二の一二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 日野郡日南町神戸上字桑平山三〇八四の二、三〇八五(以上二筆につ  
 いて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
 水源のかん養

三 解除の理由  
 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南  
 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の  
 規定により、昭和五十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ  
 き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を  
 すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十五年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の 所在場所 市郡名 市町村名 大字名 字名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位 区域名
水源かん養保安林	八頭 河原・郡 家を除く	二、二四・四六	八頭地区
土砂流出防備保安 林	若 全町村 若 桜	九・一二	若 桜

千害防備保安林	千害防備保安林	〇・一七	八	東	智	頭
〃	〃	〇・五八	船	岡	頭	東
〃	〃	〇・八二	船	岡	頭	東
〃	〃	八・三一	用	瀬	頭	東
〃	〃	〇・二一	佐	治	瀬	頭
〃	〃	〇・三二	船	岡	頭	東
〃	〃	〇・三八	喜才谷山	殿		
〃	〃	〇・四六	明見谷東			
〃	〃	〇・八二	平池ノ内下			
〃	〃	一・六〇	赤波			
水源かん養保安林	水源かん養保安林	九三〇・七九	鳥取地区			
〃	〃	六・七六	河			
〃	〃	九・三一	郡			
〃	〃	九八・八一	岩			
〃	〃	五・三七	国			
〃	〃	〇・二二	福			
〃	〃	七二・七五	鳥			
〃	〃	一・七六	気			
〃	〃	七八・二四	鹿			
〃	〃	一〇・四五	青			
〃	〃	三・八三	長			
〃	〃	一三・八四	高			

''	''	''	''	林	土砂流出防備保安	''	''	水	源かん養保安林	''	''	''	''	''	''	''	干	害防備保安林	''	''	''	''	林	土砂流出防備保安	''	水	源かん養保安林	''		
''	''	''	''	西	伯	日	野	西	伯	米	子	''	''	''	東	伯	''	倉	吉	''	''	''	東	倉	吉	東	倉	吉	気	
西	岸	会	大	中	府	溝	口	江	''	''	東	大	東	宮	内	大	原	栗	尾	志	津	東	閔	三	東				鹿	
伯	本	見	山	山	山	山	山	江	''	''	東	伯	大	東	宮	内	大	原	栗	尾	志	津	東	倉	吉	東	倉	吉	野	
																														水
																														谷

五	四	一	五	〇	六																									
・	・	・	・	・	・																									
二	五	三	八	八	四																									
八	七	二	七	八	七																									
西	岸	会	大	中	山																									
伯	本	見	山	山	山																								水	
																													谷	

''	林	土砂流出防備保安	水	源かん養保安林	''	''	''	''	''	干	害防備保安林	''	''	''	''	''	''	''	''	''	''	''	林	土砂流出防備保安	''	水	源かん養保安林	''	
日	日	南	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	米
日	日	南	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	日	野	子
三	一	四	三	二																									
日	日	日	日	日																									
南	野	野	野	野																									